

「書かない窓口」申請書作成支援システムを導入しました。

令和7年3月31日（月）から役場住民課窓口に「書かない窓口」（申請書作成支援システム）を導入しました。

窓口に来られた方が各種申請書の記入にあたり画面のタッチ操作のみで、お持ちいただいた本人確認書類の情報（住所・氏名・生年月日）を各種申請書に反映できます。これにより、従来手書きしていた申請書の記入項目が減り、申請者の負担が軽減されます。また、高齢者や外国人など、自筆での書類作成に支援を必要とする方にとっても、申請書の作成が容易になることが期待されます。

「書かない窓口」を是非ご利用ください。

※ご利用に必要な本人確認書類（いずれか1つご用意ください）

- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・在留カード
- ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書

対象の申請書は次のとおりです。

○住民課での申請

- ・住民票関係の写し ・戸籍関係証明書 ・印鑑登録証明書
- ・村税・公図・地番図に関する申請
- ・トラクター、原付バイクなどの名義変更等申請
- ・マイナンバーカードに関する手続き

○保健福祉課での申請

- ・葬祭費の支給申請（国民健康保険・後期高齢者医療）
- ・チャイルドシート購入補助申請

○むらづくり観光課での申請

- ・定住家賃補助申請 ・就学資金返済支援申請 ・同窓会応援補助申請
- ・路線バス運賃補助申請 ・通学通勤定期補助申請
- ・空き家バンクに関する申請

○総務課での申請

- ・運転免許証返納補助申請 ・詐欺防止電話機補助申請
- ・AT防止ペダル補助申請

